

平成28年7月7日

保護者各位

那覇市立那覇幼稚園
園長 松田敦子
(公印省略)

台風時の保育の取り扱いについて

みだしのことについて、台風接近時等における保育の対応につきましては、下記のとおりといたします。ご協力くださいますようお願いいたします。(この文書は保存し、台風接近の際にご確認下さい。)

記

※休園かどうかの判断の基準：暴風警報発令か否か

◎台風が接近してくる場合

- ①朝から「暴風警報」がすでに発令されている場合は休園となります
※本県では、マスコミ、气象台の協力を得て「警報発令」後に「臨時休園」のお知らせを流すことになっています。休園かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。休園のテロップは警報発令より遅れることがありますが、暴風警報が発令されたら「臨時休校のお知らせ」が流れなくてもお休みです。
- ②登園後「暴風警報」が発令された場合、または3時間以内に暴風域に入ることが予想される場合は、園長の判断により、降園(下校)となります。その際は安全面から保護者のお迎えをお願い致します。

◎台風が遠ざかっていく場合

- ①午前7時までに「暴風警報解除」になった場合
→通常通り8時15分までに登園です。預かり保育も利用可能です。
- ②午前7時から9時までに「暴風警報解除」になった場合
→幼稚園は休園ですが、預かり保育は10時30分から利用可能です。お弁当持参で登園させてください。(ケイタリング利用者はケイタリングあり)
- ③午前9時から正午までに「暴風警報解除」になった場合
→幼稚園は休園ですが、預かり保育は午後1時30分から利用可能です。
- ④正午以後「暴風警報解除」になった場合
→幼稚園は休園、預かり保育もお休みです。

◎その他

- ①暴風警報が解除されても、県教育庁が危険と判断した場合は休園となります。特に、那覇幼稚園は河川に隣接しているため、独自で休園の判断をとる場合もあります。

※暴風警報発令中(休園中)は外出したり、外で遊んだりしないよう、安全について特段のご配慮をお願いします。

※台風の際のお迎えや不審者情報の提供などにメーリングサービス(めるぼん)を利用します。未登録の方は以前配布したお手紙をご覧になり、登録をお願いします。